

事 務 連 絡

令和 4 年 12 月 12 日

那覇市指定共同生活援助事業者 様

那覇市福祉部障がい福祉課長

共同生活援助における夜間支援等体制加算の対象利用者数について（一部追記）

日頃より本市福祉行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 11 月 2 日付け事務連絡「共同生活援助における夜間支援等体制加算の対象利用者数について」を以下の通り追記しましたのでお知らせ致します。ご確認頂きますようお願い致します。

【追記箇所】

2. 夜間支援対象利用者数の算出方法

【追記事項】

（旧）

「 ※算定にあたって、小数点以下の端数が出る場合は小数点第 1 位を四捨五入します。」

（新）

「 ※算定にあたって、小数点以下の端数が出る場合は小数点第 1 位を四捨五入します。

なお、四捨五入の結果が「0」となる場合は、「1」として算定します。（R4.12.12 追記）」

〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市障がい福祉課事業所指定グループ

電話 098-862-3275

FAX 098-862-0621

共同生活援助（以下、グループホームという。）における夜間支援等体制加算の算定方法について

1. 加算の算定方法

1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者数に応じて加算額を算定します。

「夜勤」の場合は、「夜間支援等体制加算（Ⅰ）」を「宿直」の場合は、「夜間支援等体制加算（Ⅱ）」を算定します。

手順①

別紙 33 等により住居ごとの夜間支援対象利用者数を算出します。

（「2.夜間支援対象利用者数の算出方法」の項目参照。）

手順②

別紙 16 に、①で算出した利用者を何人の夜間支援従事者で支援を行うか記載します。

（「3.夜間支援従事者の配置について」の項目参照。）

手順③

別紙 16 に記載した 1 人の夜間支援従事者が支援する利用者数に応じて、請求を行います。

（同一住居内で数名の夜間支援従事者が支援したり、うち1人が複数の住居を支援する場合、利用者ごとに報酬単価が異なる場合があります。詳しくは「3.夜間支援従事者の配置について②、③の項目参照。」

2. 夜間支援対象利用者数の算出方法

実際に各住居に入居している利用者数ではなく、前年度の平均利用者数の算定方法を準用して算出します。

※事業所単位ではなく、住居ごとに夜間支援対象利用者数を算出し、加算を算定します。

※算定にあたって、小数点以下の端数が出る場合は小数点第 1 位を四捨五入します。

なお、四捨五入の結果が「0」となる場合は、「1」として算定します。（R4.12. 12 追記）

① 基本の算定

当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる年度）の平均を用います。前年度の当該住居の全利用者の延べ数を前年度の事業所の開所日数で除した数とします。

② 住居の設置から6か月未満の場合

住居の利用定員×90%を利用者数とします。

③ 住居の設置から6か月以上 1 年未満の場合

住居設置から 7 か月より、直近の6か月における当該住居の全利用者の延べ数を6か月間の事業所の開所日数で除した数とし、毎月算出します。

④ 住居の設置から 1 年以上経過の場合

直近の 1 年間ににおける当該住居の全利用者の延べ数を 1 年間の事業所の開所日数で除した数とします。1 年経過後、最初に迎える 3 月 31 日まではこの算出方法を毎月行います。

⑤ 年度途中で住居の定員を増加した場合

定員増から6か月未満の場合、定員増以前の実績に定員増分の 90%を加えた数を利用者数とします。(定員増以前の実績に小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第 2 位以下を切り上げます。)

定員増から 6 か月経過後 1 年未満は③に基づき算出し、1 年以上経過後は④に基づき最初の3月 31 日を迎えるまで毎月算出します。

⑥ 年度途中で定員を減少した場合

定員減をして 3 か月未満はこれまでの夜間支援対象利用者数を用い、3 か月以上 6 か月未満の場合は、直近 3 か月間の実績により算出、6 か月経過後 1 年未満は③に基づき算出し、1 年以上経過後は④に基づき毎月算出します。

注意事項

※「直近 3 か月間」「直近 6 か月間」「直近 1 年間」は算出する月によって毎月期間が異なるため、毎月算出を行う必要があります。事業所で毎月自己点検をお願いします。算出後平均利用者数や夜間支援従事者の人数に変更がなければ、変更届は毎月提出する必要はありません。

※自己点検の結果、変更が生じた場合は、15 日までに介護給付に係る体制等状況に関する届出書(様式第 5 号)、別紙 16 等の提出をお願いします。未提出により報酬返還が生じる場合がありますので、ご注意ください。

例)

令和4年 5 月 1 日共同生活住居を設置し(定員 5 名)、令和 4 年 7 月 1 日に 1 名追加した場合。

i) 令和 4 年 5 月、6 月 → $5 \text{ 名} \times 90\% = 4.5 \text{ 名}$ … 小数点第 1 位を四捨五入し、利用者数は 5 名となる。

II) 令和 4 年 7 月～12 月 → $4.5 \text{ 名} + 1 \text{ 名(定員増分)} \times 90\% = 5.4 \text{ 名}$ … 小数点第 1 位を四捨五入し、5 名となる。

- Ⅲ) 令和 5 年 1 月～6 月 → 直近の 6 か月間の実績を基に算出。直近の 6 か月間の実績を毎月算出し、変更があった場合のみ届出を行う。
- Ⅳ) 令和 5 年 7 月～令和 6 年 3 月 → 直近 1 年間の実績を基に毎月算出。変更があった場合のみ届出を行う。
- Ⅴ) 令和 6 年 4 月～ → 前年度の実績に基づき算出。当該住居については、定員の変更がない限り、夜間支援対象利用者数が固定される。

3. 夜間支援従事者の配置について

別紙 16 夜間支援等体制加算に関する届出書（共同生活援助）に、2 に基づき算出した夜間支援対象利用者数及び夜間支援従事者の配置状況を記載します。記載例については、別添の別紙 16【記載例】をご確認ください。

なお、夜間支援従事者の配置に関する注意点としまして、

① 住居ごとに 1 人ずつ夜間支援従事者を配置する場合【A ホーム】

住居ごとの夜間支援対象利用者数により加算を請求します。

例) 1 人の夜間支援従事者で夜間支援対象利用者数 4 人を支援する場合は、4 人で請求する。

② 複数の夜間支援従事者で 1 つの住居の利用者を支援する場合【B ホーム】

それぞれの夜間支援従事者が実際に支援を行う利用者の人数で夜間支援対象利用者数を按分して請求します。

例) 定員 6 名の住居において、前年度の平均利用者数が 5 名の場合

実際には 6 名の利用者がおり、夜間支援従事者①は 2 人、夜間支援従事者②は 4 人を支援している。

夜間支援従事者①は $2/6 \times 5 \text{ 人} \div 1.6$ 小数点第 1 位を四捨五入し、別紙 16 に夜間支援従事者①が支援を行う利用者の数に 2 名と記載する。

同様に、夜間支援従事者②は $4/6 \times 5 \text{ 人} \div 3.3$ 小数点第一を四捨五入し、別紙 16 に夜間支援従事者②が支援を行う利用者の数に 3 名と記載する。

夜間支援従事者①の支援を受ける利用者については、2 名以下で加算の請求を、夜間支援従事者②の支援を受ける利用者については、3 名で加算の請求を行ってください。（この場合、1 つの住居で複数の単位が算定され、請求時に警告が出る可能性があります。1 人の夜間支援従事者が支援を行う人数に誤りがなければ、そのまま請求して差し支えありません。）

③ 1 人の夜間支援従事者が複数の住居の利用者を支援する場合【C ホーム、D ホーム】

複数の住居の夜間支援対象利用者数を合計した数を適用し、該当の複数住居の利用者について加算の請求を行います。

例) Cホームの夜間支援対象利用者数 2 名、Dホームの夜間支援対象利用者 4 名を夜間支援従事者③が支援を行う場合は、Cホーム、Dホームの利用者について、6 名を適用し、加算の請求を行う。

※1 人の夜間支援従事者が複数の住居を支援する場合、配置されている住居から他の住居までの移動距離が概ね 10 分以内であることが条件です。また、夜間支援できる住居は 5 か所までで、対象者数は 20 名が上限です。(5 か所まで支援することは可能ですが、あくまで事業所内の住居に限ります。1 人の夜間支援従事者が別事業所の住居の利用者を支援することはできません。)